

8. 特例退職被保険者について①

● 特例退職被保険者制度とは

事業所を定年等で退職された場合には、通常、加入していた健保組合で任意継続するか、国民健康保険へ加入することになります。出版健保では下記の要件に該当した場合、後期高齢者医療制度に該当となる75歳までの期間、在職時と同様の保険給付・保健事業を受けられる制度を設けています。

● 加入要件について

特例退職被保険者に加入できる方は次の要件のいずれも満たす方になります。

- ①出版健保の被保険者期間が20年以上または40歳以降で10年以上ある方
- ②老齢厚生年金の年金請求を年金事務所に行い、受給権を有する方

● 提出期限と提出書類について

年金証書が到着した日の翌日から起算して3か月以内（年金証書が届いていない方は、年金請求を行った日以降）

ただし、在職老齢年金受給者は、被保険者資格を喪失した日から3か月以内に下記の書類を特例退職被保険者資格取得申請書に添付のうえご提出ください。

➤ 『国民年金・厚生年金保険 年金証書』の写し

※ 繰り下げ受給等の兼ね合いで年金証書をお持ちでない場合、『試算結果』で受給権の有無を確認します。

➤ 世帯全員の住民票（マイナンバー省略、交付されて3か月以内のもの）

➤ 念書

8. 特例退職被保険者について②

● 保険料について

令和8年度の特例退職被保険者の標準報酬月額額は240,000円です。

納付方法は、指定金融機関預金口座からの自動振替（毎月10日）か、任意継続同様、納付書によるお支払いとなります。

● 資格喪失について

特例退職被保険者の資格は次の要件に該当すると喪失します。

- ①後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上または65歳以上75歳未満で障害該当となった方）となったとき
（喪失日：被保険者となった日）
- ②被用者保険（健保組合・協会けんぽ・共済組合・船員保険）の被保険者となったとき（喪失日：被保険者となった日）
- ③死亡したとき（喪失日：死亡した日の翌日）
- ④生活保護法による保護を受けたとき（喪失日：該当した日）
- ⑤海外に居住したとき（喪失日：該当した日）
- ⑥被用者保険の被扶養者となったとき（喪失日：被扶養者となった日）
- ⑦保険料を納付期日までに納付しないとき（喪失日：納付期日の翌日）
- ⑧特例退職被保険者でなくなることを申し出たとき（喪失日：申し出のあった月の翌月の1日）